

公益財団法人新潟県スポーツ協会新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録認定細則

第1条（総則）

本細則は、公益財団法人新潟県スポーツ協会新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程第5条に基づき、公益財団法人新潟県スポーツ協会新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）が実施する登録認定に関することについて定める。

第2条（登録認定リストの作成）

県協議会は、総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会から提出を受けた登録審査結果・登録更新審査結果を基に、別に定められた様式を用いて新潟県総合型地域スポーツクラブ登録認定リスト（以下「登録認定リスト」という。）を作成する。

第3条（登録認定リストの提出）

県協議会は、前条で作成した登録認定リストを2月末日までに、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）に提出する。

第4条（登録料の收受及び認定証の発行）

県協議会は、全国協議会から登録認定リストの登録が完了した旨の通知を受理した後、登録認定リストに記載の総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）に対して全国協議会幹事長名による認定証を発行する。

2. 前項の通知に記載され、認定証の発行を受けた登録クラブは、県協議会の定めにより登録料を県協議会へ納付する。
3. 県協議会は、前項により認定証を発行した総合型クラブ分の登録料（全国協議会が定める登録料）を5月末日までに全国協議会へ納付する。

第5条（改定）

本細則は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附則1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和5年3月末日までの間は、全国協議会登録認定細則に基づき、登録認定リストに記載された総合型クラブを予備登録として取り扱うことから、第4条第1項に定める認定証について、その名称を予備登録証に替えるものとする。

附則2（令和5年4月1日）

- 1 令和5年4月1日に第3条及び第4条第2項を改定。この改定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第3条の適用につき、令和4年度の登録審査（令和4年11月1日登録認定分）及び令和5年度の登録審査（令和5年11月1日登録認定分）については、「2月末日まで」とあるのを、「9月末日まで」とする。
- 3 第4条第2項の適用につき、令和4年度の登録審査（令和4年11月1日登録認定分）及び令和5年度の登録審査（令和5年11月1日登録認定分）については、「5月末日まで」とあるのを、「12月末日まで」とする。
- 4 附則第1条中「令和5年3月末日」とあるのを「令和6年3月末日」に変更する。

附則3（令和8年3月26日）

- 1 令和8年3月26日に第4条を改定し、令和8年3月26日から施行する。